

監査第97号
令和7年12月25日

請求人 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 鍋矢 善史 様

三重県監査委員	村 上 亘
三重県監査委員	長 田 隆 尚
三重県監査委員	石 垣 智 矢
三重県監査委員	伊 賀 恵

住民監査請求について

令和7年11月7日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定によれば、常時50人以上の労働者を使用する事業所においては、衛生委員会を毎月1回以上開催しなければならず、衛生委員会の構成員に産業医が含まれる必要がある。教職員数が50人を超える、三重県立特別支援学校北勢きらら学園（以下「当該校」という。）にもこの規定は適用されており、当該校では産業医が選任されている。

(2) 労働安全衛生法第18条等の趣旨は、労使双方が直接討議する場を設けることにある。昭和47年9月18日付「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」（基発第602号）の趣旨に基づけば、衛生委員会は労使が集まり、意見交換・調査審議を行うことを要する。令和2年8月27日付「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19

条の規定に基づく安全委員会等の開催について」（基発 0827 第 1 号）によると、留意事項を守ることでオンライン（情報通信機器）を用いた開催も認められる。つまり、衛生委員会は「対面もしくはオンライン（双方のやりとりができるもの）」は許容されるが、書面回覧だけで審議を済ませる方式は許容されない。

- (3) 労働安全衛生法第 17 条第 4 項および第 18 条第 4 項の規定により、衛生委員会の総括安全衛生管理者以外の委員の半数に関して、事業者は「当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない」とされている。
- (4) 当該校において、衛生委員会は「学校安全衛生委員会」の名称で毎月開催されている。しかし、令和 7 年度において、4 月から 9 月までに開催された学校安全衛生委員会で対面開催されたのは 1 回のみで、残りすべてが書面開催である。なお、衛生委員会が書面開催で行われた日に関して、当該校の産業医（以下「当該産業医」という。）は出席していない。
- (5) 当該校において、労働者の過半数で組織する労働組合や労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき、事業者が衛生委員会の委員を指名することは行われていない。
- (6) 当該校において、学校安全衛生委員会はほぼ毎回書面開催であり、これは法の趣旨に反する。また、学校安全衛生委員会を書面開催にすることで、産業医が直接的な討議に参加することなく、さらに労働者側委員の選出方法が不適法であるというのでは、学校安全衛生委員会は労働安全衛生法上の「衛生委員会」とは異なるものである。したがって、当該校は労働安全衛生法上の衛生委員会を適正に開催しているとはいはず、形式的には衛生委員会を法令どおり月 1 回開催したようであっても、実際には衛生委員会を全くあるいはほとんど開催していないのと同じである。これは「毎月衛生委員会を開催している」という、見かけ上の法令順守アピールのために当該産業医の人事費を公金より支出していると評価すべきであり、公金支出の在り方として不適切である。また、本来、当該産業医にかかる人事費には衛生委員会への出席にかかる分も含まれているものであると考えられ、衛生委員会への参加の実態がないのにも関わらず、衛生委員会に出席した場合と同等の人事費が公金より支出されているという点でも不適切である。
- (7) 当該産業医の人事費（令和 7 年 4 月から 9 月分）は 283,500 円と推計され、ここには本来、衛生委員会に出席するための分の人事費が含まれて

いるが、当該産業医は衛生委員会に出席していないため、過剰に人件費が公金より支出されている状態であるといえる。当該産業医は職場巡視等、定期的に行っている業務もあるため、担ってきた業務量は本来担うべき業務量のおおよそ半分であると仮定すると、その支給済みの人件費の半値である 141,750 円は勤務実績がないのに不正に支払われたことになる。

(8) 以上のことから、三重県教育委員会教育長に対し、当該産業医に支給済みの人件費（令和 7 年 4 月から 9 月分）のうち、141,750 円の返還を求めることがといった必要な措置をとることを請求する。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「三重県教育委員会による当該産業医に対する人件費（令和 7 年 4 月から 9 月分）の支出」と解した。

2 監査対象部局

三重県教育委員会

3 監査対象部局に対する調査

令和 7 年 11 月 27 日に福利・給与課、同月 28 日に当該校の調査を実施した。

4 請求人の陳述

請求人が陳述を希望しなかったため、陳述の聴取は行わなかった。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果等から、次の事実が認められる。

(1) 産業医の職務等

ア 労働安全衛生法により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の事業者は、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないとされている。

イ 三重県教育委員会は、県立学校の産業医の職務を以下 9 点に整理している。

①職場巡視

②過重労働対策

- ③指導区分の決定及び事後措置
- ④ストレスチェック
- ⑤学校安全衛生委員会
- ⑥B型肝炎に係る諸検査及び予防接種
- ⑦健康相談
- ⑧健康教育
- ⑨その他

ウ 県立学校の産業医の任期は 1 年であり、任用にあたり、各県立学校の校長等が、各校の産業医に上記イの職務を依頼している。

(2) 産業医の報酬

ア 県立学校の産業医の報酬は、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 45 号）等に基づき支払われており、年額報酬は、基本額 219,000 円に、「担当する教職員数に 2,900 円を乗じて得た額」が加算された額であり、加えて通勤手当相当額が支払われる。

イ 報酬は、4 月から 9 月までの 6 か月分が 10 月 21 日に、10 月から翌年 3 月までの 6 か月分が 4 月 21 日に支払われる（支払日が、金融機関の休業日にあたる時は、その直前の金融機関営業日に支払われる）。

(3) 衛生委員会

ア 労働安全衛生法により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場について、事業者は、衛生に関する事項等を調査審議するため、衛生委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとされている。

イ 同法には、衛生委員会の委員は、「総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者」（以下「第一号の委員」という。）、産業医のうちから事業者が指名した者等で構成すると規定されている。

ウ 同法には、事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならないと規定されている。

エ 衛生委員会の開催方法に関して、厚生労働省労働基準局長から、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 17 条、第 18 条、第 19 条の規定に基づく安全委員会等の開催について」（令和 2 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 1 号）（以下「当該通知」という。）が発出されており、電子メ

ール等を活用した即時性のない方法によって開催することも、一定の要件を満たしている場合には差し支えないとされている（当該通知の内容は別紙のとおり）。

（4）当該校の状況

ア 学校安全衛生委員会の構成等

- a 三重県立学校職員安全衛生管理規程（平成10年教委訓第8号）において、学校における職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、学校安全衛生委員会を置くことが定められている。
- b 当該校の学校安全衛生委員会（以下「当該委員会」という。）は、労働安全衛生法に定められた衛生委員会に相当するものであり、校長、事務長、教頭、主幹教諭、衛生管理者、産業医、養護教諭2名及び職員代表3名により構成されている。
- c 職員代表3名は、小学部・中学部・高等部の各学部会から1名ずつが各学部会における合議によって選出される。
- d 学校全体の職員会において、その3名を含めた委員全員の選任を諮り、承認されることで各員は委員として選任される。

イ 当該委員会の開催方法等

- a 当該委員会は、令和7年4月から9月の間において毎月1回開催され、7月のみが対面、他の月は書面での開催であった。
- b 書面での開催方法は次のとおり。
 - ① 事項書及び資料を、当該産業医以外のすべての委員に回覧し、各委員は意見や連絡事項があれば、回覧の際に事項書にそれを書き込む。
 - ② 回覧後、各委員の意見等が記載された事項書及び資料を、再度、当該産業医以外のすべての委員に回覧する。
- c 書面による開催の場合、当該産業医には、当該校に来校した際や当該校職員が当該産業医を訪問した際に事前に資料を渡すとともに、当該産業医から指摘事項や改善策等の聴き取りを行い、その内容を事項書に産業医からの意見として記載している。
- d 当該産業医は、対面開催された令和7年7月の当該委員会には出席した。

ウ 当該産業医の業務の状況

- a 当該産業医は、当該委員会への関与の他、職場巡視（2か月に1回）、定期健康診断の健康区分の決定、インフルエンザ予防接種、衛生・健康に関する助言等を行っている。
- b 過重労働対策、ストレスチェックに係る面接等の業務について、令

和 7 年度は該当者がいないため行われていない（令和 7 年 11 月 28 日時点）。

2 判断

請求人は、当該委員会がほぼ毎回書面開催であって当該産業医が直接的に討議に参加することなく、さらには当該委員会の委員の選出方法が不適法であることから、当該委員会は労働安全衛生法上の「衛生委員会」とは異なるものであり、見かけ上の法令遵守アピールのために、当該産業医に対し当該委員会に出席した場合と同様の人件費を支出することは不適切である旨主張している。

しかしながら、そもそも、この請求人の主張の核心は、当該委員会の開催方法や構成員の選出方法が不適切であることを指摘して、その当否を争うものであり、当該産業医への人件費の支払いが、財務会計規律上、違法又は不当であるという理由を明確に示しているものとは認められない。

また、当該産業医の報酬は、当該委員会に関する業務の他、職場巡回等の業務も含めた年額報酬であって、当該産業医は当該校から依頼された業務を上記 1 (4) ウのとおり行っており、当該委員会に書面上ではあるが意見や助言を行うなどの一定の関与をしていることも認められるものであり、当該産業医への報酬の支払が違法又は不当な公金の支出であるとまでは言えない。

よって、本件請求は、理由がないから、上記第 1 のとおり決定する。

第 5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、当該委員会の構成員の選出方法が労働安全衛生法第 18 条の規定と相違しており、当該委員会の開催方法についても当該通知に明確に合致しているとは言い難いことにある。

このため、県教育委員会においては、関係機関と調整を行い、労働安全衛生法の趣旨に沿って適切に対応されたい。

(別紙)

「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条、第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」(令和2年8月27日付け基発0827第1号) (抜粋)

2 (2) 安全委員会等の運営について、次のア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 対面により安全委員会等を開催する場合と同様に、情報通信機器を用いた安全委員会等において、委員相互の円滑な意見交換等が即時に行われ、必要な事項についての調査審議が尽くされていること。

なお、音声通信による開催やチャット機能を用いた意見交換等による開催については、調査審議に必要な資料が確認でき、委員相互の円滑な意見交換等及び必要な事項についての十分な調査審議が可能であること。

イ 情報通信機器を用いた安全委員会等はアによって開催することを原則とするが、委員相互の円滑な意見交換等及び必要な事項についての十分な調査審議が可能となるよう、開催期間、各委員への資料の共有方法及び意見の表明方法、委員相互で異なる意見が提出された場合の調整方法、調査審議の結果を踏まえて事業者に対して述べる意見の調整方法等について次の(ア)から(エ)までに掲げる事項に留意の上、予め安全委員会等で定められている場合は、電子メール等を活用した即時性のない方法により開催することとして差し支えないこと。

(ア) 資料の送付等から委員が意見を検討するための十分な期間を設けること。

(イ) 委員からの質問や意見が速やかに他の委員に共有され、委員間で意見の交換等を円滑に行うことができること。その際、十分な調査審議が可能となるよう、委員全員が質問や意見の内容を含む議論の経緯を確認できることにすること。

(ウ) 委員からの意見表明等がない場合、当該委員に対し、資料の確認状況及び意見提出の意思を確認すること。

(エ) 電子メール等により多数の委員から異なる意見が提出された場合等には委員相互の意見の調整が煩雑となることから、各委員から提出された意見の調整に必要な連絡等を行う担当者を予め定める等、調査審議に支障を来すことがないようにすること。